

株 主 各 位

神戸市須磨区弥栄台3丁目1番地の6
株式会社G-7ホールディングス
取締役社長 木下 智 雄

第45期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第45期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区北野町1丁目
ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム
(会場が例年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違のないようご注意ください。)

3. 目 的 事 項
報 告 事 項
1. 第45期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第45期連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役2名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.g-7holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。
 - ◎ ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。なにとぞご理解いただきますようお願い申し上げます。
 - ◎ 55頁に記載の「新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応に関するお知らせ」も必ずご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたものの、相次ぐ自然災害、消費税増税、米中貿易摩擦の長期化に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による公衆衛生上の緊急事態等の影響により、先行きは厳しい状況となっております。小売業界におきましては、消費者の根強い節約志向やライフスタイルの変化による販売チャネルの多様化、人手不足の深刻化、消費税増税による影響に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の外出の自粛等により、経営環境が一段と厳しくなっております。

このような経営環境のなかで、当社グループは人づくり、組織づくりの再構築を図ると共に、売上から利益重視の生産性向上を図り、収益力の拡大に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は132,642百万円（前連結会計年度比8.3%増）、営業利益は5,783百万円（同15.3%増）、経常利益は5,995百万円（同19.5%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は3,523百万円（同15.8%増）の増収増益となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

オートバックス・車関連事業につきましては、安全運転に対する意識の高まりからドライブレコーダーの販売が好調に推移しました。しかしながら、10月より実施された消費税増税後の駆け込み需要の反動減や記録的な暖冬により、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等の冬季販売商品の需要が伸び悩みました。出店につきましては、「オートバックス」を千葉県に1店舗（市原店）、広島県に1店舗（三原店）、マレーシアに1店舗（オールドクランロード店）オープンしました。「バイクワールド」の出店につきましては、マレーシアに1店舗（オールドクランロード店）オープンし、愛知県に1店舗（名古屋みなと店）移転オープンしました。これにより、売上高は37,486百万円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益は1,948百万円（同1.8%減）となりました。

業務スーパー・こだわり食品事業につきましては、品質のよい商品をリーズナブルな価格で提供する業務スーパーおよび精肉販売のテラバヤシが好調に

推移しました。またメディアによる業務スーパー商品の紹介等により新規顧客の来店にも繋がりました。出店につきましては、「業務スーパー」を東京都に2店舗（深大寺東町店、たかの台店）、神奈川県に2店舗（逗子店、二宮中里店）、岐阜県に1店舗（岩地店）、愛知県に1店舗（尾張瀬戸店）、千葉県に2店舗（川間店、成田店）、福岡県に1店舗（筑紫野店）、北海道に1店舗（小樽店）オープンしました。「テラバヤシ」の出店につきましては、福島県に1店舗（福島栄町店）、東京都に2店舗（深大寺東町店、たかの台店）、兵庫県に3店舗（加古川店、花田店、下手野店）、岐阜県に1店舗（岩地店）、神奈川県に1店舗（二宮中里店）、愛知県に1店舗（尾張瀬戸店）、千葉県に2店舗（川間店、成田店）、北海道に1店舗（小樽店）オープンしました。これにより、売上高は90,202百万円（前連結会計年度比12.7%増）、営業利益は3,596百万円（同21.0%増）となりました。

その他事業の出店につきましては、農産物直売所「めぐみの郷」を大阪府に4店舗（平野店、貝塚店、堺東店、羽曳野店）、東京都に2店舗（深大寺東町店、たかの台店）、岐阜県に1店舗（岩地店）、神奈川県に2店舗（二宮中里店、鴨居店）、愛知県に1店舗（尾張瀬戸店）、千葉県に2店舗（川間店、成田店）、ステーキチェーン店「いきなり！ステーキ」を大阪府に2店舗（富田林店、堺インター店）、台湾に1店舗（シティリンク南港店）、ブランドリサイクルショップ「キングラム」を兵庫県に1店舗（イオン西宮店）オープンし、健康体操教室「Curves」を神奈川県で1店舗（横浜すすき野店）譲受けました。これにより、売上高は4,954百万円（前連結会計年度比9.4%増）、営業利益は152百万円（同271.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、1,937百万円となりました。主なものは、オートバックス・車関連事業では、「オートバックス」店舗を千葉県に1店舗、広島県に1店舗、マレーシアに1店舗オープンしたこと、「バイクワールド」店舗をマレーシアに1店舗オープンし、愛知県に1店舗移転オープンしたこと、業務スーパー・こだわり食品事業では、「業務スーパー」店舗を東京都に2店舗、神奈川県に2店舗、岐阜県に1店舗、愛知県に1店舗、千葉県に2店舗、福岡県に1店舗、北海道に1店舗オープンしたこと、「テラバヤシ」店舗を福島県に1店舗、東京都に2店舗、兵庫県に3店舗、岐阜県に1店舗、神奈川県に1店舗、愛知県に1店舗、千葉県に2店舗、北海道に1店舗オープンしたこと、その他事業では、農産物直売所「めぐみの郷」を大阪府に4店舗、東京都に2店舗、岐阜県に1店舗、神奈川県に2店舗、愛知県に1店舗、千葉県に2店舗オープンしたこと、ステーキチェーン店「いきなり！ステ

一キ」店舗を大阪府に2店舗、台湾に1店舗オープンしたこと、ブランドリサイクルショップ「キングラム」を兵庫県に1店舗オープンしたこと等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の所要資金はすべて自己資金を充当し、特記すべき資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 42 期 (2016年4月1日から 2017年3月31日まで)	第 43 期 (2017年4月1日から 2018年3月31日まで)	第 44 期 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	第 45 期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	110,377	119,816	122,502	132,642
経 常 利 益(百万円)	4,062	4,568	5,019	5,995
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	2,080	2,648	3,041	3,523
1株当たり当期純利益(円)	171.76	218.73	125.56	145.46
総 資 産(百万円)	37,618	41,594	44,691	47,886
純 資 産(百万円)	15,658	17,732	19,502	22,018
1株当たり純資産額(円)	1,267.83	1,433.92	803.76	907.34

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

国内におきましては、企業収益の回復や雇用環境の改善が見られるなど景気は緩やかな回復基調で推移しておりましたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、先行きは厳しい状況となっております。小売業界におきましては、消費者の根強い節約志向や販売チャネルの多様化、人手不足の深刻化、消費税増税の影響に加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による消費者の外出の自粛等により、経営環境は一段と厳しくなるものと予想されます。

このような状況のなか、当社グループは、グループの成長を持続するために以下の項目を重点課題として取組み、さらなる増収増益に向けた基盤づくりを強化してまいります。

収益向上への取組み

当社グループはこれまでも事業戦略の見直しや市場の急激な変化への対応に努め、強固な経営基盤づくりを目指し、まい進してまいりました。創業45周年にあたる2021年3月期におきましても、確実に収益をあげ成長を続けるために、タイムリーで適切な新規出店、社員一人ひとりの働き方への意識改革による労働時間の短縮を含めた生産性の向上、また引き続き徹底的な経費削減等の諸施策を実行することなどにより、グループ全体のコストを見直し、収益性の向上に努めてまいります。

人材育成への取組み

当社グループの基盤は、販売事業にあります。単に物を売るだけでなく専門知識や情報を提供すること、的確な商品説明やカウンセリング、商品活用を提案すること、アフターケアを確実に行うことなどにより、お客様に満足を与え続けられる人材を育て、ファンづくり、生涯顧客づくりに取り組んでまいります。

組織継続への取組み

当社グループは、グループ内において「店長養成講座」や「幹部養成塾」、「NC養成塾」を開講し、次世代を担う若手社員や幹部社員の育成に取り組んでおります。さらにグループの社長・役員を対象とした「創業者塾」を開講し、創業者自らが講師となり、経営のノウハウや役員としての心構えを教育することで、組織の将来を担う経営者の育成に努めております。

市場開拓への取組み

当社グループは、オートバックス・車（四輪・二輪）関連事業、業務スーパー・こだわり食品事業を中心に、アグリ事業をはじめとしたその他事業にも積極的に取り組んでおります。これらグループでのシナジーが期待できる業種・業態に対しては、今後も積極的にM&Aや資本提携・業務提携等の手法を用いてグループ全体の業容拡大を目指してまいります。

アジア市場への取組み

日本国内の需要が縮小傾向にあるなか、当社グループは、東南アジア諸国に現地法人を設立し、グローバル化を推進してまいりました。今後も日本国内外での事業展開において得られた経験を生かし、海外で展開をしてまいります。

これらの課題に対処するにあたり、コーポレート・ガバナンスの充実やコンプライアンス体制の強化、リスク管理などの取組みを通じ、社会からの信頼と共感を得られるよう努めてまいります。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社G・7・オート・サービス	380百万円	100.0%	自動車用品・部品の販売、 自動車の買取・販売
株式会社G・7スーパーマーケット	405百万円	100.0%	食 品 ・ 雑 貨 の 販 売

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業内容および当該事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

オートボックス・車関連事業…車（四輪・二輪）関連用品・部品・車輛販売
連結子会社 株式会社G・7・オート・サービス、株式会社G・7バイクワールド他が行っております。

業務スーパー・こだわり食品事業…冷凍食品・加工食品販売・精肉販売と厳選食品の卸販売

連結子会社 株式会社G・7スーパーマーケット、株式会社G7ジャパンフードサービス、株式会社G・7ミートテラパヤシが行っております。

その他事業…農産物の直売、飲食業、健康体操教室の運営、不動産賃貸業等
当社および連結子会社 株式会社G7アグリジャパン、株式会社G7リテールジャパン他が行っております。

(8) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

①当社本店 神戸市須磨区

②営業店舗

業 態 別	店舗数	国・都道府県別
オートバックス	78	兵庫県39店、福井県7店、京都府5店、岡山県3店、広島県6店、千葉県13店、茨城県2店、マレーシア3店
業務スーパー	145	兵庫県21店、大阪府11店、福岡県7店、愛知県24店、三重県8店、岐阜県3店、東京都17店、埼玉県15店、千葉県14店、神奈川県16店、北海道9店
めぐみの郷	31	兵庫県14店、大阪府5店、奈良県3店、愛知県1店、岐阜県1店、東京都2店、千葉県3店、神奈川県2店
テラバヤシ	113	兵庫県19店、大阪府2店、岡山県5店、愛知県15店、三重県6店、岐阜県2店、東京都17店、埼玉県13店、千葉県10店、神奈川県12店、山梨県1店、福島県1店、宮城県1店、北海道9店
バイクワールド	16	兵庫県4店、大阪府1店、岐阜県1店、栃木県1店、千葉県2店、愛知県1店、岡山県1店、福岡県1店、マレーシア3店、タイ1店
その他（ダイソー、カーブス等）	50	兵庫県15店、大阪府5店、京都府1店、岡山県2店、福井県1店、千葉県2店、神奈川県23店、台湾1店

③工場 8カ所

(9) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,737名	78名増

(注)従業員数には、パート・アルバイト社員3,713名（期中平均人員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,000

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数 104,000,000株

（注）2019年12月2日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は52,000,000株増加し104,000,000株となっております。

（2）発行済株式の総数 26,672,800株

（注）2019年12月2日開催の取締役会決議により、2020年1月1日付で株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行済株式の総数は13,336,400株増加し、26,672,800株となっております。

（3）株主数 4,650名

（4）大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
木 下 智 雄	3,659	15.11
関 稚 奈 巳	2,258	9.32
株式会社K - 1 グローバルネットワーク	2,189	9.03
木 下 守	1,830	7.55
一 般 財 団 法 人 G - 7 奨 学 財 団	1,830	7.55
木 下 陽 子	1,652	6.82
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	976	4.03
株 式 会 社 オ ー ト バ ッ ク ス セ プ ン	674	2.78
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	591	2.44
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 5 ）	236	0.97

（注）1. 当社は、自己株式2,451,526株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役名誉会長	木 下 守	
取締役会長兼CEO (代表取締役)	金 田 達 三	
取締役社長	木 下 智 雄	
取 締 役	岸 本 安 正	財務部長
取 締 役	松 田 幸 俊	総務部長
取 締 役	関 大 作	株式会社G-7スーパーマート代表取締役社長
取 締 役	玉 木 功	株式会社G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長
取 締 役	坂 本 充	株式会社マネジメントエフ代表取締役社長
取 締 役	志 田 幸 宏	Analog Pte. Ltd. 代表取締役社長、CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd. シニアバイスプレジデント
監 査 役（常勤）	吉 田 泰 三	
監 査 役	上 甲 悌 二	弁護士 弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員 オーナンバ株式会社社外監査役、株式会社 タカミヤ社外監査役、株式会社姫野組社外 取締役
監 査 役	西 井 博 生	公認会計士 なぎさ監査法人代表社員、税理士法人なぎ さ総合会計事務所代表社員 株式会社アジュバンコスメジャパン社外 監査役、三相電機株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役坂本 充氏および志田幸宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役上甲悌二氏および西井博生氏は、社外監査役であります。
3. 監査役西井博生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役坂本 充氏、志田幸宏氏および監査役上甲悌二氏、西井博生氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

①取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	7 名	201 百万円
監 査 役	3	11
合 計	10	213

(注) 1. 上記のうち社外取締役2名に対する報酬等の総額は4百万円、社外監査役2名に対する報酬等の総額は5百万円であります。

2. 上記の報酬等の総額には、次の金額を含めて記載しております。

- ・2020年6月10日支給の役員賞与額の53百万円（取締役7名に対し52百万円、監査役3名に対し1百万円）

②取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針

役員報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内において、取締役については、役位別に定められた基本額とその職務に応じた職務報酬額との合計額に所定の業績評価を加算して算定しております。

監査役については、監査役の協議により決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役坂本 充氏は、株式会社マネジメントエフの代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・取締役志田幸宏氏は、Analog Pte. Ltd. の代表取締役社長を兼職しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上甲悌二氏は、弁護士法人淀屋橋・山上合同の代表社員を兼職しておりますが、当社と同法人との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西井博生氏は、なぎさ監査法人および税理士法人なぎさ総合会計事務所の代表社員を兼職しておりますが、当社と両法人との間には特別の関係はありません。

②他の法人等の社外役員の重要な兼任状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役志田幸宏氏は、CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd. のシニアバイスプレジデントを兼任しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役上甲悌二氏は、オーナンバ株式会社および株式会社タカミヤの社外監査役ならびに株式会社姫野組の社外取締役を兼任しておりますが、当社と当該3社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西井博生氏は、株式会社アジュバンコスメジャパンおよび三相電機株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と両社との間には特別の関係はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会 への出席	監査役会 への出席	発言の状況
取締役	坂本 充	21回中20回	—	多様な業種での経営コンサルタントとしての実務的経験の見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	志田幸宏	21回中20回	—	海外での企業経営の実務的経験の見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	上甲 悌二	21回中17回	11回中11回	弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。
監査役	西井博生	21回中19回	11回中11回	公認会計士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において発言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役について、それぞれ、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額	36百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することとします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人について、法令が定める最低責任限度額としております。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、次のとおり取締役会において決議しております。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

法令および定款の規定に則り、当社の企業理念、G - 7グループ企業倫理綱領、G - 7グループ企業・従業員行動指針を制定し、取締役および使用人

への法令遵守の徹底を図っています。具体的には、グループ各社代表者を委員に加えた企業倫理委員会において、グループ各社の法令遵守に係る自主監査報告を実施するとともに、内部監査部門による内部監査を定期的を実施しています。また、法令違反の早期発見およびその是正ならびに再発防止に資することを目的とし、企業内部通報制度を実施しています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

情報管理・文書管理等の規程を整備し、情報の保存および管理を適正に行っています。今後とも適宜規程の見直しを行い、体制を強化します。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメントに努めています。同委員会は、リスク管理規程に基づき、G - 7グループリスク管理方針、体制、予防・対策等を検討し、必要な措置を講じています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例取締役会を原則毎月1回開催するほか必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を行っております。また、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を毎週開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしております。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに執行役員制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G - 7グループ社長会等を通じたグループ各社の予算統制を実施しています。

⑤当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および当社子会社からなる当社グループにおいて、関係会社管理規程・G - 7グループ企業情報管理規程・経営計画策定規程等を整備し、グループ各社業務の適正化を図っています。また、グループ方針徹底会議を適宜開催し、グループ全体の方針管理・実行の徹底を図るとともに、企業倫理委員会、G - 7グループ社長会、経営会議等の一層の充実に努めています。同時に内部監査部門によるグループ企業監査の実施強化により、関係会社経営の適正化を図って指導を行っています。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査業務の遂行にあたり、内部監査部門に所属する使用人に、その職務の補助に必要な調査を実施するよう求めることができます。また、内部監査部門の使用人の任命、異動、その他人事に係る事項について、監査役に意見がある場合には、その意見を尊重します。

- ⑦前号⑥の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な調査の依頼を受けた使用人は、監査役の職務補助業務を優先するものとし、その業務に関しては、取締役および内部監査部門長の指揮命令を受けません。

- ⑧取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人は、監査役に対し各種重要会議へのオブザーバー出席が行えるためのスケジュールの調整および各種会議議事録による報告を実施しています。また、監査役会規程に基づき取締役および使用人より監査役に報告を行い、情報が円滑に伝わる体制をとっています。

- ⑨監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程、G - 7 グループ内部監査規程および関係会社管理規程等に基づき、監査役監査が実効的に行えるように体制整備を図っています。なお、内部監査部門によるグループ会社に関する監査実施の内容は、その都度監査役に報告され、監査役監査のフォローを行っています。また、内部監査部門は監査計画に沿った内部監査を実施するとともに、監査役の要請があれば要請事項について内部監査し、その結果を報告することにより、監査役監査の実効性確保に努めています。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、取締役会を効率的に運営するため、経営会議を取締役に先行した日程で開催し、決議または報告すべき事項について協議することとしています。一方、組織関係規程等の整備および社内カンパニー制度ならびに執行役員制度の整備により職務権限と責任体制を明確化するとともに、G - 7 グル

ープ社長会等を通じたグループ各社の統制を実施しています。

また、当社グループのリスク管理体制につきましては、リスク管理委員会（委員長、取締役社長）を設置し、当社および当社グループのリスク情報の把握・分析・対処に努め、必要に応じ個別のリスク対策委員会等を通じ、適切かつ迅速にリスク対応を図りました。

さらに、グループ内のコンプライアンスや業務の適正を確保するための体制等への対応については、企業倫理委員会を毎月開催し、グループ各社の法令遵守状況の確認および新たな法令の施行に向けての注意喚起が行われ、グループ各社の代表者から問題点の報告が行われた際には、適正化のための各委員による討議が行われています。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期にわたる安定成長と財務基盤の確立を経営の基本方針としております。株主の皆様への利益配分につきましては、安定配当の継続を前提に、業績に応じた利益還元を実施すべく努力しており、将来の事業展開のための再投資、財務基盤の強化に努めるなかで総合的に勘案して決定してまいります。

当期の期末配当金につきましては、普通配当として1株につき21円50銭、当期の業績に基づく特別配当金として2円の合計23円50銭とし、この効力発生日ならびに支払開始日は、2020年6月11日といたします。なお、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。株式分割前の2019年9月30日を基準日として43円の間配当金をお支払しておりますので、当期の年間配当金は株式分割前に換算いたしますと、中間配当金43円と期末配当金47円を合わせた1株当たり90円、株式分割後に換算いたしますと、中間配当金21円50銭と期末配当金23円50銭を合わせた1株当たり45円に相当いたします。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	27,040	流 動 負 債	20,163
現 金 及 び 預 金	16,465	買 掛 金	6,742
売 掛 金	3,195	短 期 借 入 金	8,006
商 品 及 び 製 品	5,602	未 払 法 人 税 等	433
そ の 他	1,788	賞 与 引 当 金	1,055
貸 倒 引 当 金	△11	そ の 他	3,925
固 定 資 産	20,846	固 定 負 債	5,705
有 形 固 定 資 産	13,276	長 期 借 入 金	1,342
建 物 及 び 構 築 物	6,456	役員退職慰労引当金	731
土 地	5,015	再評価に係る繰延税金負債	42
そ の 他	1,804	資 産 除 去 債 務	1,766
無 形 固 定 資 産	407	退職給付に係る負債	712
の れ ん	67	そ の 他	1,110
そ の 他	339	負 債 合 計	25,868
投資その他の資産	7,162	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	1,870	株 主 資 本	22,582
敷 金 及 び 保 証 金	4,421	資 本 金	1,785
そ の 他	1,166	資 本 剰 余 金	2,905
貸 倒 引 当 金	△296	利 益 剰 余 金	18,616
資 産 合 計	47,886	自 己 株 式	△725
		その他の包括利益累計額	△605
		その他有価証券評価差額金	93
		土地再評価差額金	△514
		為替換算調整勘定	△164
		退職給付に係る調整累計額	△20
		非支配株主持分	41
		純 資 産 合 計	22,018
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,886

連 結 損 益 計 算 書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		132,642
売 上 原 価		98,411
売 上 総 利 益		34,231
販売費及び一般管理費		28,447
営 業 利 益		5,783
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8	
受 取 手 数 料	168	
協 賛 金 収 入	143	
そ の 他	78	399
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
固 定 資 産 処 分 損	37	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80	
そ の 他	40	186
経 常 利 益		5,995
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	56	
受 取 保 険 金	34	91
特 別 損 失		
店 舗 閉 鎖 損 失	25	
減 損 損 失	519	
災 害 に よ る 損 失	22	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	211	779
税金等調整前当期純利益		5,307
法人税、住民税及び事業税	1,962	
法 人 税 等 調 整 額	△185	1,777
当 期 純 利 益		3,529
非支配株主に帰属する当期純利益		6
親会社株主に帰属する当期純利益		3,523

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,785	2,905	16,137	△725	20,102
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,041		△1,041
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			3,523		3,523
自 己 株 式 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			△2		△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	2,479	△0	2,479
当 期 末 残 高	1,785	2,905	18,616	△725	22,582

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計		
当 期 首 残 高	10	△514	△142	11	△634	34	19,502
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△1,041
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							3,523
自 己 株 式 取 得							△0
連 結 範 囲 の 変 動							△2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	82	—	△21	△31	29	6	35
連結会計年度中の変動額合計	82	—	△21	△31	29	6	2,515
当 期 末 残 高	93	△514	△164	△20	△605	41	22,018

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

(株)G-7・オート・サービス、(株)G7リテールジャパン、(株)G-7スーパーマート、
(株)G-7バイクワールド、(株)G7アグリジャパン、(株)G-7ミートテラバヤシ、
G7 RETAIL MALAYSIA SDN. BHD.、(株)G7ジャパンフードサービス、
(株)G-7. Crown Trading、(株)店舗システム・イー・シー、(株)めぐみの
さとファーム、台湾七品股份有限公司

なお、当連結会計年度より、重要性が増したため、(株)めぐみのさとファーム、台湾七品股份有限公司の2社を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 なし

②持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

(株)ヤギグローバルジャパン

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 会計方針に関する事項

(イ) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

商品

主として移動平均法による原価法、先入先出法による原価法及び個別法による原価法(いずれも貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(ロ) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上的建物を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上的建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～48年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）

社内における利用可能期間（5年）による定額法

事業用借地権（当該借地権を設定している土地の改良費等を含む）

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(ハ) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(ニ) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理(1年)することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(ホ) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生連結会計年度に一時償却しております。

(へ) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物及び構築物	125百万円
土地	1,088百万円
計	1,213百万円
担保資産に係る債務	
短期借入金	1,944百万円
長期借入金	1,300百万円
(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	
計	3,244百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,549百万円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部(マイナス表示)に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
△800百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度におきまして、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
営業店舗	建物及び構築物等	兵庫県他（計22店舗）
その他	のれん	－

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位とし、賃貸用資産については物件毎にグルーピングしております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている等の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として473百万円特別損失に計上しております。その主な内訳は、建物及び構築物364百万円、その他108百万円であります。

また、一部の連結子会社に係るのれん相当額について回収可能性が認められないため全額を減損損失として46百万円特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は、使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを加重平均資本コスト(WACC)4.8%で割り引いて算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,336,400	13,336,400	－	26,672,800
合 計	13,336,400	13,336,400	－	26,672,800
自己株式				
普通株式	1,225,818	1,225,908	－	2,451,726
合 計	1,225,818	1,225,908	－	2,451,726

(注) 1. 当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加 13,336,400株は株式分割によるものであります。

3. 普通株式の自己株式総数の増加 1,225,818株は株式分割によるものであります。

4. 普通株式の自己株式総数の増加 90株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月13日 取締役会	普通株式	520	43.0	2019年3月31日	2019年6月12日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	520	43.0	2019年9月30日	2019年12月2日

(注) 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月11日 取締役会	普通株式	569	利益剰余金	23.5	2020年3月31日	2020年6月11日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方法

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しており、さらなる事業の成長をはかるため、出店計画に伴う設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、取引相手先の信用リスクを伴っており、期日毎の入金管理、未収残高管理を行い、各取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクを伴っており、毎月時価の状況を把握しております。

敷金及び保証金は、当社グループの出店に際し、通常、店舗等賃借先に対して敷金等を差し入れる場合がほとんどであります。契約に際しては、相手先の信用状態を十分検討したうえで出店の意思決定をいたしますが、その後の経済環境の変化や契約先の信用状態の悪化により差し入れた敷金・保証金の貸倒リスクを伴う場合があり、定期的に信用調査等を行い、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、その全てが1年以内の支払期日であります。また、借入金には、主に運転資金に係る資金調達である短期借入金と、主に設備投資に係る資金調達である長期借入金であります。短期借入金は、変動金利により調達しているため、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。長期借入金は、固定金利で調達しております。これらの営業債務や短期借入金は、その決済時において流動性リスクを伴いますが、当社グループでは、各社の資金繰計画を毎月見直すことにより、そのリスクを回避しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には一定の前提条件等により合理的に算定された額が含まれているため、異なる前提条件等によって、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含まれておりません。(注3)参照)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	16,465	16,465	—
(2) 売掛金	3,195	3,195	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	288	288	—
(4) 敷金及び保証金	4,421	4,403	△17
資産計	24,370	24,352	△17
(5) 買掛金	6,742	6,742	—
(6) 短期借入金	8,000	8,000	—
(7) 長期借入金(注1)	1,348	1,346	△1
負債計	16,090	16,089	△1

(注1)長期借入金に1年以内に返済予定の長期借入金6百万円を含めております。

(注2)金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4)敷金及び保証金

これらの時価については、合理的と考えられる割引率を用いて時価を算定しております。信用リスクに関しては、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(5)買掛金、(6)短期借入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	331

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、兵庫県その他の地域において、賃貸用の商業施設(土地を含む。)を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,594	2,442

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については一定の評価額や帳簿価額を時価と見做しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 907円34銭

1株当たり当期純利益 145円46銭

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

8. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社グループは、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上しております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当連結会計年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	1,736百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	108百万円
時の経過による調整額	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	△88百万円
期末残高	1,766百万円

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

企業結合の概況

①被取得企業の名称及びその事業の内容、規模

被取得企業の名称	株式会社99イチバ
事業の内容	ミニスーパー「mini ピアゴ」の店舗運営
資本金の額	100百万円

②企業結合を行った主な理由

当社グループは、子会社を通じフランチャイジーとして業務スーパー事業の展開や、農産物直売所「めぐみの郷」の店舗展開、精肉の販売、こだわり食品の卸事業を行っております。株式会社99イチバは狭商圏対応のミニスーパー「mini ピアゴ」等を首都圏中心にドミナント出店を進め、現在は東京・神奈川に73店舗を展開しております。当社グループは株式会社99イチバを子会社にすることで、首都圏での店舗拡大をはかり、食品関連の事業において、多くのシナジー効果が期待できることから、株式取得を決定いたしました。

③企業結合日

2020年4月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤結合後企業の名称

株式会社99イチバ

⑥取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

(2020年4月1日取得)

取得株式数	16,000株
取得価額	1,000百万円
取得後持分比率	80%

(2022年4月1日取得予定)

取得株式数	4,000株
取得価額	250百万円
取得後持分比率	100%

⑦支払資金の調達方法

自己資金及び借入金

⑧発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

⑨企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

10. その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表に記載の金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,427	流 動 負 債	8,812
現 金 及 び 預 金	5,883	短 期 借 入 金	8,000
前 払 費 用	122	未 払 金	209
未 収 入 金	2,226	未 払 費 用	49
短 期 貸 付 金	1,174	未 払 法 人 税 等	22
そ の 他	21	未 払 消 費 税 等	66
		賞 与 引 当 金	232
固 定 資 産	16,460	設 備 関 係 未 払 金	6
有 形 固 定 資 産	6,803	そ の 他	225
建 物	2,351	固 定 負 債	4,310
構 築 物	189	長 期 借 入 金	1,300
車 両 運 搬 具	19	退 職 給 付 引 当 金	17
工具、器具及び備品	49	役員退職慰労引当金	731
土 地	3,871	預 り 敷 金 保 証 金	1,557
建 設 仮 勘 定	322	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	42
		資 産 除 去 債 務	619
無 形 固 定 資 産	123	そ の 他	41
借 地 権	54	負 債 合 計	13,123
ソ フ ト ウ ェ ア	57	純 資 産 の 部	
そ の 他	10	株 主 資 本	13,185
投資その他の資産	9,533	資 本 金	1,785
投 資 有 価 証 券	320	資 本 剰 余 金	2,723
関 係 会 社 株 式	6,162	資 本 準 備 金	2,723
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,343	利 益 剰 余 金	9,401
長 期 前 払 費 用	6	利 益 準 備 金	74
繰 延 税 金 資 産	934	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,327
敷 金 及 び 保 証 金	978	別 途 積 立 金	2,930
そ の 他	76	土 地 圧 縮 積 立 金	74
貸 倒 引 当 金	△290	繰 越 利 益 剰 余 金	6,322
		自 己 株 式	△725
		評価・換算差額等	△420
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	93
		土 地 再 評 価 差 額 金	△514
資 産 合 計	25,888	純 資 産 合 計	12,764
		負債・純資産合計	25,888

損 益 計 算 書

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
営 業 収 益		11,239
営 業 費 用		
売 上 原 価	1,951	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,472	3,424
営 業 利 益		7,815
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	18	
そ の 他	24	42
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	80	
そ の 他	5	112
経 常 利 益		7,745
特 別 利 益		
資 産 除 去 債 務 戻 入 益		44
特 別 損 失		
減 損 損 失	29	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	211	
関 係 会 社 事 業 損 失	1,129	1,371
税 引 前 当 期 純 利 益		6,418
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	77	
法 人 税 等 調 整 額	△85	△7
当 期 純 利 益		6,425

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
					別 途 積立金	土 地 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	937	4,017	△725	7,801
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△1,041	△1,041		△1,041
当期純利益							6,425	6,425		6,425
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の 変 動 額（純 額）										
事業年度中の変動額 合 計	—	—	—	—	—	—	5,384	5,384	△0	5,384
当 期 末 残 高	1,785	2,723	2,723	74	2,930	74	6,322	9,401	△725	13,185

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	10	△514	△504	7,297
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,041
当 期 純 利 益				6,425
自 己 株 式 の 取 得				△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	83	－	83	83
事業年度中の変動額合計	83	－	83	5,467
当 期 末 残 高	93	△514	△420	12,764

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備及び事業用定期借地契約による借地上の建物を除く)並びに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、事業用定期借地契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 12年～47年

構築物 7年～40年

②無形固定資産

ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)による定額法

事業用借地権(当該借地権を設定している土地の改良費等を含む)

契約残年数を基準とした定額法

その他無形固定資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、自己都合要支給額を退職給付債務とする方法(簡便法)により、当事業年度末において発生していると認められる退職給付債務額を計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社は、2016年3月に役員退職慰労金制度の積立を停止し、内規に基づく2016年3月末までの要支給額を役員の退任時に支払うこととなったため、当該支給予定額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物	125百万円
土地	1,088百万円
計	1,213百万円
担保資産に係る債務	
短期借入金	1,944百万円
長期借入金	1,300百万円
(1年以内返済予定の長期借入金を含む)	
計	3,244百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,635百万円

(3) 保証債務

仕入先に対する保証債務	
㈱G-7バイクワールド	5百万円
㈱G7ジャパンフードサービス	42百万円
G7 RETAIL MALAYSIA SDN.BHD.	0百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,716百万円
長期金銭債権	1,356百万円
短期金銭債務	30百万円
長期金銭債務	790百万円

(5) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、42百万円を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、514百万円を「土地再評価差額金」として純資産の部（マイナス表示）に計上しております。

①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の計算の為に公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法、第2条第3号に定める固定資産税評価額及び第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価により算出する方法によっております。

②再評価の実施日

2002年3月31日

③再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△800百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益

10,752百万円

営業費用

11百万円

営業取引以外の取引高

11百万円

(2) 関係会社事業損失

関係会社に対する関係会社株式評価損及び貸付金に係る貸倒引当金繰入額等であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

2,451,526株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金		12百万円
賞与引当金		92百万円
未払事業税		5百万円
役員退職慰労引当金		223百万円
事業用借地権償却		34百万円
資産除去債務		189百万円
減価償却超過額		550百万円
関係会社株式評価損		1,227百万円
関係会社株式		154百万円
貸倒引当金		88百万円
その他		47百万円
小	計	2,628百万円
評価性引当額		△1,549百万円
合	計	1,078百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金		△35百万円
資産除去費用		△66百万円
その他		△41百万円
繰延税金資産の純額		934百万円
再評価に係る繰延税金資産		
土地再評価差額		186百万円
評価性引当額		△186百万円
再評価に係る繰延税金負債		—
土地再評価差額		42百万円
再評価に係る繰延税金負債合計		42百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引高 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 G・7・オート・ サービス	所有 直接100%	不動産賃貸	不動産の賃貸(注) 1	1,520	預り敷金保証金	673
子会社	株式会社 G・7スーパー マート	所有 直接100%	経営の管理・ 指導 役員の兼務	経営管理料の受取(注) 3	718	—	—
子会社	株式会社 G・7バイクワ ールド	所有 直接100%	資金の援助	資金貸付(注) 2	—	関係会社長期貸付金	701
子会社	株式会社 G・7・Crown Trading	所有 直接51%	資金の援助	資金貸付(注) 2	—	短期貸付金	1,000

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 不動産の賃貸料については、近隣相場等を勘案して決定しております。
2. 資金の貸付・借入に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 経営管理料の受取については、持株会社である当社の運営費用等を検討して交渉の上決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 527円00銭

1株当たり当期純利益 265円30銭

(注) 当社は、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており
ます。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産
額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

8. 資産除去債務に関する注記

当該資産除去債務の概要

当社は、商業施設用に建設した建物等について不動産賃貸借契約を締結しており、当該
不動産賃貸借契約における賃貸期間終了時の原状回復義務等に関し資産除去債務を計上し
ております。

当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は、取得日より10年から34年、割引率は、
0.0%から2.3%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

当事業年度における当該資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

期首残高	639百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	21百万円
時の経過による調整額	5百万円
資産除去債務の履行による減少額	△46百万円
期末残高	619百万円

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を
省略しております。

10. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に記載の金額は、百万円
未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社G - 7 ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社G - 7 ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社G - 7 ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

株式会社G - 7 ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 黒 木 賢 一 郎 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青 木 靖 英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社G - 7 ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社G - 7 ホールディングス監査役会

常勤監査役 吉 田 泰 三 ㊞

社外監査役 上 甲 悌 二 ㊞

社外監査役 西 井 博 生 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

株主総会および取締役会の運営について、柔軟な対応を可能とするため、現行定款第13条（招集者および議長）および現行定款第22条（取締役会の招集者および議長）に所要の変更をするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
（招集者および議長） 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 （新設）	（招集者および議長） 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。 3 <u>代表取締役が複数のときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序に従い、他の代表取締役がこれに当たる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 (新設)	(取締役会の招集者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。 2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 3 <u>代表取締役が複数のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の代表取締役がこれに当たる。</u>

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役9名（全員）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化および多様化を図るため、現在2名である社外取締役を1名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	きの した まもる 守 木 下 (1942年4月17日生)	1976年6月 当社設立 代表取締役社長 2005年6月 当社代表取締役会長 2016年6月 当社取締役名誉会長 現在に至る。	1,830,620株
2	かね だ たつ み 三 金 田 達 (1950年11月14日生)	1993年4月 当社入社 2000年6月 当社取締役 2000年9月 キノシタオート㈱代表取締役 社長 2005年4月 当社執行役員関東カンパニー 社長 2005年6月 当社代表取締役社長 2006年1月 オートセブン分割準備㈱ (現・㈱G-7・オート・サー ビス) 代表取締役社長 2013年4月 同社代表取締役会長 2015年8月 ㈱G-7デベロップメント (現・㈱G7リテールジャパ ン) 代表取締役社長 2017年4月 同社代表取締役会長 (2018年 3月退任) 2018年4月 ㈱G-7・オート・サービス 取締役会長 (2019年3月退任) ㈱G7アグリジャパン代表取 締役会長 (2019年3月退任) 2019年6月 当社代表取締役会長兼CEO 現在に至る。	12,400株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	きのしたのりお 木 下 智 雄 (1968年3月11日生)	2003年9月 ㈱セブンブランニング(現・㈱G7リテールジャパン)入社 2005年1月 同社取締役 2005年6月 同社代表取締役社長 2006年6月 当社執行役員経営戦略本部事業開発室長 2009年6月 当社専務取締役経営戦略企画室長 2010年4月 ㈱オートセブン(現・㈱G-7・オート・サービス) 取締役 (2013年4月退任) 2011年4月 当社取締役副社長 2012年4月 ㈱セブンブランニング(現・㈱G7リテールジャパン)代表取締役会長 (2012年12月退任) 2017年4月 ㈱G-7・オート・サービス取締役社長 2018年4月 同社代表取締役社長 (2019年3月退任) 2019年6月 当社取締役社長 現在に至る。	3,659,880株
4	きしもとやすまさ 岸 本 安 正 (1960年9月8日生)	1983年4月 当社入社 2003年7月 当社経理部次長 2005年4月 当社経理部長 2006年7月 当社執行役員経理部長 2007年6月 当社取締役財務部長 現在に至る。	4,400株
5	まつだゆきとし 松 田 幸 俊 (1951年1月30日生)	1998年10月 当社入社 2004年4月 当社経営統括本部総務部長 2004年7月 当社管理本部長兼総務部長 2005年6月 当社取締役管理本部長兼総務部長 2007年6月 当社取締役管理部長 2008年6月 当社取締役総務部長 現在に至る。	4,600株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
6	せき だい さく 関 大 作 (1971年6月25日生)	2003年11月 (株)サンセブン(現・(株)G-7スーパーマーケット)入社 2005年6月 同社取締役 2009年7月 同社常務取締役 2011年4月 同社専務取締役 2016年4月 同社取締役副社長 2017年4月 同社取締役社長 2018年4月 同社代表取締役社長 現在に至る。 2018年6月 当社取締役 現在に至る。 (株)G-7スーパーマーケット代表取締役社長)	—
7	たま き いさお 玉 木 功 (1963年5月18日生)	1999年7月 (株)テラバヤシ(現・(株)G-7ミートテラバヤシ)入社 2004年2月 同社執行役員ミートザミート 西日本事業部長 2010年2月 同社取締役 2013年4月 同社取締役副社長 2015年5月 同社代表取締役社長 現在に至る。 2019年6月 当社取締役 現在に至る。 (株)G-7ミートテラバヤシ代表取締役社長)	—
8	さか もと みつる 坂 本 充 (1951年3月13日生)	1973年4月 (株)オニツカ(現・(株)アシックス)入社 1977年4月 (株)日本エル・シー・エー入社 1986年5月 同社取締役 1990年5月 同社常務取締役(2001年7月退任) 2001年5月 (株)マネジメントエフ設立 代表取締役社長 現在に至る。 2013年6月 当社社外取締役 現在に至る。 (株)マネジメントエフ代表取締役社長)	—

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
9	志 田 幸 宏 (1965年5月5日生)	1989年4月 山一證券㈱入社 1998年4月 メリルリンチ日本証券㈱入社 2005年3月 SG Private Banking(Japan), Ltd. ダイレクター 2006年3月 Societe Generale Bank&Trust, Singapore シニアバイスプレジデント 2011年10月 Analog Pte. Ltd. 代表取締役社長 現在に至る。 2012年2月 CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd. シニアバイス プレジデント 現在に至る。 2013年6月 ㈱ジークホールディングス 社外取締役 2015年6月 当社社外取締役 現在に至る。 (Analog Pte. Ltd. 代表取締役社長、CBP Quilvest Wealth Advisory Ltd. シニアバ イスプレジデント)	—
10	<新任> 伊 藤 裕 剛 (1960年6月5日生)	1984年4月 三共生興㈱入社 1995年8月 ㈱電通西日本入社 2005年4月 同社神戸支社支社長 2009年4月 同社広島支社支社長 2012年4月 同社大阪本社営業統括室室長 2016年3月 同社姫路オフィス オフィス長 2019年1月 同社神戸支社エグゼクティブ プロジェクト マネジャー 現在に至る。	200株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 坂本 充氏、志田幸宏氏および伊藤裕剛氏は社外取締役の候補者であります。坂本充氏および志田幸宏氏を当社は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、当社は、伊藤裕剛氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 坂本 充氏を社外取締役の候補者とした理由は、これまでの当社社外取締役としての実績も踏まえ、今後も、同氏の多様な業種での経営コンサルタントとしての実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。
- なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

4. 志田幸宏氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏の海外での企業経営者としての高い見識と、豊富な実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

5. 伊藤裕剛氏を社外取締役の候補者とした理由は、同氏は過去において直接会社経営に関与したこととはありませんが、同氏の海外勤務経験に基づく見識と、他社において長期にわたり要職を歴任してきた実務経験の見地から、当社経営にとって有益な助言等をいただくことが期待できると考えているからであります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役吉田泰三氏および上甲悌二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	よし だ たい ぞう 吉 田 泰 三 (1954年12月23日生)	1988年8月 ニュービジネスフォーラム (現・一般社団法人関西ニュービジネス協議会) 入局 2008年4月 同法人事務局長 2011年5月 同法人理事 事務局長 2017年1月 当社入社 2017年6月 当社常勤監査役 現在に至る。	—
2	じょう こう てい じ 上 甲 悌 二 (1965年8月19日生)	1993年4月 弁護士登録、大阪弁護士会 所属 現在に至る。 2001年6月 当社社外監査役 現在に至る。 2017年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同 代表社員 現在に至る。 (弁護士法人淀屋橋・山上合同代表社員、 オーナンバ㈱社外監査役、㈱タカミヤ社外 監査役、㈱姫野組社外取締役)	—

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上甲悌二氏は社外監査役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 上甲悌二氏を社外監査役の候補者とした理由は、同氏は過去において社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、これまでの当社社外監査役としての実績も踏まえ、同氏の弁護士としての専門的見地からも、適切に監査機能を発揮していただけるものと考えているからであります。

なお、同氏は現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって19年であります。

また、同氏の選任が承認可決された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を引き続き締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、第3号議案「監査役2名選任の件」において監査役に吉田泰三氏と社外監査役に上甲悌二氏の選任が承認可決されることを条件として、監査役吉田泰三氏の補欠監査役として加藤康彦氏を、社外監査役上甲悌二氏または社外監査役西井博生氏の補欠監査役として米田耕士氏を、それぞれ選任願うものであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	かとう やす ひこ 加 藤 康 彦 (1961年5月26日生)	1995年3月 ㈱オートセブン(現・㈱G-7ホールディングス)入社 2013年11月 当社内部統制室長 2018年4月 当社内部監査室長 現在に至る。	—
2	よね だ こう じ 米 田 耕 士 (1957年2月17日生)	1990年4月 弁護士登録、兵庫県弁護士会所属 元原・田中法律事務所(現・多聞法律事務所)入所 現在に至る。 2006年4月 兵庫県弁護士会副会長 2016年4月 兵庫県弁護士会会長	—

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 米田耕士氏は補欠の社外監査役の候補者であります。
3. 当社は、米田耕士氏が社外監査役に就任された場合は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 米田耕士氏を補欠の社外監査役の候補者とした理由は、同氏は過去において直接会社経営に関与したことはありませんが、同氏の長年の弁護士としての専門的見地から、適切に監査機能を発揮していただけるものと考えているからであります。
- なお、同氏が社外監査役に就任された場合は、当社定款の規定により、同氏と当社との間において責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、提供書面11ページに記載のとおりであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2012年6月28日開催の第37期定時株主総会において、年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は600万円以内）と決議いただき現在に至っておりますが、今般、経営体制の強化および多様化を図るため第2号議案のとおり社外取締役を1名増員することに加え、今後ますます取締役の責務や期待される役割が増大すると考えられることを勘案し、取締役の報酬額を年額3億円以内（うち社外取締役分は3,000万円以内）と改めさせていただきたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしく存じます。

また、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されました場合は、取締役は10名（うち社外取締役3名）となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 12 sets of horizontal dashed lines.

新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応に関するお知らせ

<株主様へのお願い>

- 新型コロナウイルス感染症の感染リスクを避けるため、会場へのご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。特に、ご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場される株主様におかれましては、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用など感染予防のための措置にご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 会場受付において、サーモグラフィーを設置し体温を測定させていただきます。一定以上の体温が確認された株主様にはご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 株主様のお席の間隔を十分に確保するため、席数を限定させていただきます。そのため、ご入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 例年用意しております株主様控室およびお飲物につきましては、本年は用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

<当社の対応>

- 株主総会当日の状況に応じて、当社運営スタッフはマスク着用などの感染予防措置を講じてまいります。
- 当社役員および運営スタッフは、当日の体調を十分に確認したうえ、参加いたします。
- 株主総会の議事は、円滑かつ簡潔に執り行うことで、例年より短時間で行う予定でありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.g-7holdings.co.jp>)に掲載させていただきます。

株主総会会場ご案内図

会場……神戸市中央区北野町1丁目

ANAクラウンプラザホテル神戸 10階 ザ・ボールルーム

交通のご案内

J R 山陽新幹線「新神戸駅」改札口から連絡橋を渡ってすぐ
神戸市営地下鉄 西神・山手線「新神戸駅」直結

(J R 「三ノ宮駅」 阪急「神戸三宮駅」 阪神「神戸三宮駅」から乗り換えて1駅)

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

